

定款変更案（平成28年12月。理事会、評議員会）

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p style="text-align: center;">社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、神栖市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>（事 業）</p> <p>第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>（2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>（4）（1）から（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>（5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>（6）共同募金事業への協力</p> <p>（7）障害者デイサービスセンターの管理・経営</p> <p>（8）福祉作業所の管理・経営</p> <p>（9）居宅介護等事業の経営</p> <p>（10）福祉サービス利用援助事業</p> <p>（11）生活福祉資金貸付事業</p> <p>（12）障害福祉サービス事業の経営</p> <p>（13）相談支援事業</p> <p>（14）地域活動支援センター事業</p> <p>（15）移動支援事業</p> <p>（16）その他の地域生活支援事業</p> <p>（17）労働者派遣事業</p> <p>（18）子育て援助活動支援事業</p> <p>（19）成年後見制度に関する事業</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、神栖市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>（事 業）</p> <p>第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>（2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>（4）（1）から（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>（5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>（6）共同募金事業への協力</p> <p>（7）障害者デイサービスセンターの管理・<del>経営</del></p> <p>（8）福祉作業所の管理・<del>経営</del></p> <p>（9）居宅介護等事業の経営</p> <p>（10）福祉サービス利用援助事業</p> <p>（11）生活福祉資金貸付事業</p> <p>（12）障害福祉サービス事業の経営</p> <p>（13）相談支援事業の経営</p> <p>（14）地域活動支援センター事業の経営</p> <p>（15）移動支援事業の経営</p> <p>（16）その他の地域生活支援事業</p> <p>（17）労働者派遣事業</p> <p>（18）子育て援助活動支援事業</p> <p>（19）成年後見制度に関する事業</p>	<p>※取消線：削除</p> <p>※赤 字：内容の追加・変更 （注釈のない変更箇所は、社協モデル定款に準拠した変更）</p> <p>※変更後の定款案の条文構成に合わせて現行定款の該当箇所を比較</p>

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>(20) その他法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>(名 称) 第3条 この法人は、社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会という。</p> <p>(経営の原則) 第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。</p> <p>(事務所の所在地) 第5条 この法人の主たる事務所を、茨城県神栖市溝口1746番地1に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を茨城県神栖市土合本町三丁目9809番地158に置く。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 評議員及び評議員会</b></p> <p>(評議員会) 第14条 この法人に、評議員会を置く。 2 評議員会は、40名の評議員をもって組織する。</p> <p>11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。</p> <p>(評議員の資格等) 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある</p>	<p>(20) <b>自立相談支援事業</b> (21) <b>就労準備支援事業</b> (<del>20</del>22) その他法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>(名 称) 第3条 この法人は、社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会という。</p> <p>(経営の原則) 第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。 <b>2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。</b></p> <p>(事務所の所在地) 第5条 この法人の主たる事務所を、茨城県神栖市溝口1746番地1に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を茨城県神栖市土合本町三丁目9809番地158に置く。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3-2章 評議員</b></p> <p>(評議員の定数) 第146条 この法人に評議員<b>27名以上40名以内</b>を置く。</p> <p>(評議員の報酬等) 第147条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、<b>評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。</b></p> <p>(評議員の資格等) 第168条 <b>社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するととも</b></p>	<p>29年度新規受託事業 //</p> <p>社会福祉法人(社協)の地域社会への貢献を明文化</p> <p>評議員の規定を前に 定数については要検討</p> <p>「役員等の費用弁償に関する規程」による</p>

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。</p> <p>2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。</p> <p>3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。</p> <p>（評議員の任期）</p> <p>第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>に、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>（評議員の選任及び解任）</p> <p>第9条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。</p> <p>2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。</p> <p>3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。</p> <p>4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。</p> <p>5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。</p> <p>6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。</p> <p>7 評議員選任・解任委員会の運営については、別に定める。</p> <p>（評議員の任期）</p> <p>第17条 評議員の任期は、<del>2年</del>選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>	<p>評議員選任・解任委員会の新規設置。</p> <p>「評議員選任規程」改正</p> <p>「評議員選任規程」へ追加</p> <p>任期の見直し（4年）</p>

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>第 14 条 2 評議員会は、40名の評議員をもって組織する。</p> <p>（評議員会の権限） 第 15 条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。</p> <p>(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 合 併</p> <p>(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定</p> <p>(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</p> <p>2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 評議員会</b></p> <p>（構成） 第 14 11 条 評議員会は、<b>全ての</b>評議員をもって<b>組織構成</b>する。</p> <p>（評議員会の権限） 第 15 12 条 <b>評議員会はこの定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない決議する。</b></p> <p>(1) <b>理事及び監事の選任又は解任</b></p> <p>(2) <b>理事及び監事の報酬等の額</b></p> <p>(3) <b>理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準</b></p> <p>(<del>4</del>) 予算及び事業計画の承認</p> <p>(<del>5</del>) 計算書類<b>(貸借対照表及び収支計算書)</b>及び<b>財産目録並びに事業報告の承認</b></p> <p>(<del>6</del>) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(<del>7</del>) 定款の変更</p> <p>(<del>8</del>) 解散</p> <p>(<del>9</del>) 残余財産の<b>処分</b></p> <p>(10) <b>基本財産の処分</b></p> <p>(11) <b>社会福祉充実計画の承認</b></p> <p>(<del>12</del>) その他、この法人の業務に関する重要事項で、<b>理事会において必要と認める評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</b></p> <p>（開催） 第 13 条 評議員会は、<b>定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。</b></p>	<p>評議員定数（第 6 条）と構成を別条表記</p> <p>明文化 ” ” ” ”</p> <p>明文化 新規</p> <p>6 月（定時—決算決議） 3 月（予算・事業計画決議）</p>

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>3 評議員会は、会長が招集する。</p> <p>4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>5 評議員会に議長を置く。</p> <p>6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。</p> <p>7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。</p>	<p><b>（招集）</b>            第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p><b>（議長）</b>            第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。</p> <p><b>（決議）</b>            第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く<b>評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</b></p> <p><b>（1）監事の解任</b>  <b>（2）定款の変更</b>  <b>（3）その他法令で定められた事項</b></p> <p>3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p><b>（議事録）</b>            第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2</p>	<p>全評議員より同意の意思を得られた時のみ決議を省略（会議招集不要）できる意</p>

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第2章 役員</b></p> <p>（役員の定数）</p> <p>第6条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>（1）理事 18名</p> <p>（2）監事 2名</p> <p>2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。</p> <p>（会長、副会長の選任及び理事の代表権）</p> <p>第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。</p> <p>2 会長のみがこの法人を代表し、会務を統括する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。</p> <p>4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が順次にその職務を代理する。</p> <p>5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事</p>	<p>人は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第24章 役員</b></p> <p>（役員の定数）</p> <p>第618条 この法人には、次の役員を置く。</p> <p>（1）理事 15名以上18名以内</p> <p>（2）監事 2名</p> <p>2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>（役員の資格）</p> <p>第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。</p> <p>（理事の職務及び権限）</p> <p>第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐する。</p>	<p></p> <p>法改正で、代表権行使は会長のみとされた。</p> <p>法改正で、利益相反取引（自</p>

## 定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。</p> <p>（常務理事）</p> <p>第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。</p> <p>2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。</p> <p>（役員を選任等）</p> <p>第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。</p> <p>2 監事は、評議員会において選任する。</p> <p>3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。</p> <p>（役員任期）</p> <p>第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。</p>	<p>4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（役員を選任等）</p> <p>第10条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 役員選任に関する規程は、別に定める。</p> <p>（役員任期）</p> <p>第9条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。</p> <p>3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>（役員解任）</p> <p>第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p>	<p>己契約、双方代理を含む)については、理事会における承認及び報告により可能とされた。</p> <p>常務理事を、代表権を持たない業務執行理事として位置付け。</p> <p>任期満了・交替時期の変更 (直近の任期満了は平成 29年6月)</p>

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>（役員の報酬等）</p> <p>第 11 条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員に地位にあることのみによっては、支給しない。</p> <p>2 役員には、費用弁償することができる。</p> <p>3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。</p> <p>（監事による監査）</p> <p>第 13 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。</p> <p>2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び神栖市長に報告するものとする。</p> <p>3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。</p> <p>（理 事 会）</p> <p>第 12 条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。</p> <p>2 理事会は、会長がこれを招集する。</p>	<p>（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>（役員の報酬等）</p> <p>第 <del>11</del>24 条 役員の報酬については、勤務実態に即して、別に定める規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には、別に定める規程により費用を弁償することができる。</p> <p>3 前2項に関する規程は、理事会評議員会の決議を経て行う。</p> <p>（監事の職務及び権限）</p> <p>第 <del>13</del>25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 理 事 会</b></p> <p>（構成）</p> <p>第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。</p> <p>（権限）</p> <p>第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。</p> <p>（1）この法人の業務執行の決定</p> <p>（2）理事の職務の執行の監督</p> <p>（3）会長、副会長及び常務理事の選定及び解職</p> <p>（招集）</p> <p>第 28 条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会</p>	<p>・常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程</p> <p>・役員等費用弁償規程</p>

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。</p> <p>5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 会 員</b></p> <p>（会 員）</p> <p>第18条 この法人に会員を置く。</p> <p>2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。</p> <p>3 会員に関する規程は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 委 員 会</b></p>	<p>を招集する。</p> <p>（議長）</p> <p><b>第29条</b> 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。</p> <p>（決議）</p> <p><b>第30条</b> 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、出席者理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>（議事録）</p> <p><b>第31条</b> 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 <del>議長及び理事会において選任した理事2名</del>出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第46章 会 員</b></p> <p>（会 員）</p> <p><del>第2832条</del> この法人に会員を置く。</p> <p>2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。</p> <p>3 会員に関する規程は、<b>評議員会において</b>別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第57章 委 員 会</b></p>	<p>「書面による意思表示」は出席とみなさない</p>

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>(委員会)</p> <p>第 19 条 この法人に委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。</p> <p>3 委員会に関する規程は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 事務局及び職員</b></p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第 20 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局長を 1 名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。</p> <p>3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章 資産及び会計</b></p> <p>(資産の区分)</p> <p>第 21 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の 2 種とする。</p> <p>2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。 現金 2,000,000 円</p> <p>3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。</p> <p>(基本財産の処分)</p> <p>第 22 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を経て、神栖市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、神栖市長の承認は必要としない。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第 <del>19</del><b>33</b> 条 この法人に委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。</p> <p>3 委員会に関する規程は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 <del>6</del>-8 章 事務局及び職員</b></p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第 <del>20</del><b>34</b> 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局長を 1 名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。</p> <p>3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 <del>7</del>-9 章 資産及び会計</b></p> <p>(資産の区分)</p> <p>第 <del>21</del><b>35</b> 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、<del>運用</del><b>とその他</b>財産の 2 種とする。</p> <p>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 現金 2,000,000 円</p> <p>3 <del>運用</del><b>その他</b>財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。</p> <p>(基本財産の処分)</p> <p>第 <del>22</del><b>36</b> 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数 (<b>現在数</b>) の 3 分の 2 以上の同意を得、<del>及び</del><b>評議員会の議決承認</b>を経て、神栖市長の承認を得なければならない。ただし、<b>次の各号に掲げる場合には</b>、神栖市長の承認は必要としない。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合</p> <p>(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併</p>	

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>(資産の管理)</p> <p>第 23 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。</p> <p>2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。</p> <p>(特別会計)</p> <p>第 24 条 この法人は、特別会計を設けることができる。</p> <p>(予 算)</p> <p>第 25 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。</p> <p>(決 算)</p> <p>第 26 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第 <del>23</del>37 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。</p> <p>2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、<del>管理</del>保管するものとする。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 <del>25</del>38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長においてが作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得、<del>及び</del>評議員会の議決承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 <del>26</del>39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後<del>2月以内</del>に、会長においてが次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）</p> <p>(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算</p>	

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。</p> <p>（会計年度） 第 27 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。</p> <p>（会計処理等） 第 28 条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。</p> <p>2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。</p> <p>（臨機の措置）</p>	<p>書）の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、<b>定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。</b></p> <p><del>2</del> 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、<b>従たる事務所に 3 年間備え置き</b>、一般の閲覧に供するとともに、<b>定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き</b>、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿 (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 事業の概要等を記載した書類</p> <p>（会計年度） 第 <del>27</del>40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。</p> <p>（会計処理等の基準）</p> <p>第 <del>28</del>41 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。</p> <p>（臨機の措置）</p>	

## 定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>第 29 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 解散及び合併</b></p> <p>（解 散）</p> <p>第 30 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。</p> <p>2 社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、神栖市長の認可又は認定を受けなければならない。</p> <p>（残余財産の帰属）</p> <p>第 31 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。</p> <p>（合 併）</p> <p>第 32 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、神栖市長の認可を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章 定款の変更</b></p> <p>（定款の変更）</p> <p>第 33 条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、神栖市長の認可（社会</p>	<p>第 <del>29</del>42 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（<b>現在数</b>）の 3 分の 2 以上の同意を得、<del>及び</del>評議員会の議決<b>承認</b>を得なければならない。</p> <p>（保有する株式に係る議決権の行使）</p> <p>第 43 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（<b>現在数</b>）の 3 分の 2 以上の承認を要する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 1 0 章 解 散</b></p> <p>（解 散）</p> <p>第 <del>30</del>44 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。</p> <p>（残余財産の帰属）</p> <p>第 <del>31</del>45 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、<del>評議員会の決議を得て</del>、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 1 1 章 定款の変更</b></p> <p>（定款の変更）</p> <p>第 <del>33</del>46 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の <del>2</del>以上の同意を得、評議員会の決議を得て、神栖市長の認可（社会</p>	

定款変更案

改正前（現行の定款）	改正後（変更後の定款案）	備 考
<p>福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。</p> <p>2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神栖市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 0 章 公告の方法, その他</b></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 34 条 この法人の公告は, この法人の掲示場に掲示するとともに, この法人の広報紙及び機関紙に掲載して行う。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第 35 条 この定款の施行についての細則は, 理事会において定める。</p> <p>附 則</p> <p>(省略)</p>	<p>福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。</p> <p>2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神栖市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 0 1 2 章 公告の方法, その他</b></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 3447 条 この法人の公告は, この法人の掲示場に掲示するとともに, <b>官報, 新聞,</b> この法人の機関紙<b>又は電子公告</b>に掲載して行う。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第 3548 条 この定款の施行についての細則は, 理事会において定める。</p> <p>附 則(平成 28 年 12 月 一部改訂 改訂第 114 号)</p> <p>1 この定款は, 平成 29 年 4 月 1 日をもって施行する。</p> <p>2 施行日前に在任する評議員の任期は, 第 10 条の規定にかかわらず平成 29 年 3 月 31 日までとする。</p>	